資料－６

令和7年度監査基準チェックリスト対比表

(令和7年度/令和6年度)

令和 7年 4月

監査の実施及びﾁｪｯｸﾘｽﾄ記入上の留意点(令和6年度)

文中の赤字部分は，本年度に加筆，修正したものです。

ﾁｪｯｸﾘｽﾄは，A総括的事項の調査，B個別的事項の調査，及びC実地調査に区分する。

1. 監査の際は，品質管理責任者(以下，｢QMR｣という)が応対する。QMRが不在の場合は，QMR代理者がその任にあたる。

2. 監査員は，ﾁｪｯｸﾘｽﾄを用いて，文書，品質記録，現場確認などによって，監査基準の適合性を判定する。

なお監査に先立ち，当該工場がJIS A 5308のJISﾏｰｸ表示認証を受けた製品を製造する工場(以下，｢JISﾏｰｸ表示認証工場｣という)であることを確認する。

3. 同一敷地内に2ﾌﾟﾗﾝﾄを有する工場に対しては，2ﾌﾟﾗﾝﾄとも監査する。監査実施日に1ﾌﾟﾗﾝﾄしか稼動していない場合は，残りの1ﾌﾟﾗﾝﾄについては，後日実地調査を実施する。

4. 監査員は，往訪調査に際して，当該工場の前年度の｢全国統一品質管理監査結果集計表｣を持参し，B又はC評価結果の改善度合いを確認する。

5. 同一監査ﾁｰﾑによる監査は，1日に1工場とし，1日に2工場以上を監査してはならない。

6. 監査員は，監査の開始に先立ち，経営者に出席を求めてｵｰﾌﾟﾆﾝｸﾞ会議を開催し，監査実施概要について説明する。

監査の終了時は，ｵｰﾌﾟﾆﾝｸﾞ会議と同様，経営者に出席を求め，ｸﾛｰｼﾞﾝｸﾞ会議を開催して監査の結果について説明し，監査結果の内容について合意する。

7. 調査のﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ・結果欄の該当する文字及び判定欄の該当するA，B，C，S又はa，b，cの何れかを，~~選定~~選択する。

8. 調査結果の判定は，A，B，C，S　(a，b，c)又はA，C，S　(a，c)とし，監査基準に該当しない場合は，評価対象外(S)の扱いとする(30項目)。

9. 監査時のﾒﾓ欄には，該当する項目についてﾒﾓを記入する。

10. 全調査項目は，129項目(総括的事項19，個別的事項94，望ましい事項10，実地調査6)である。

11. 監査を効率的に実施するために，ﾁｪｯｸﾘｽﾄは予め工場側に提示してもよい。

12. 監査結果は，厳正に評価し，｢令和6年度全国統一品質管理監査結果集計表｣の該当欄に記入する。

13. 監査結果を記録する｢令和6年度全国統一品質管理監査結果集計表｣には，監査月日を記入し，監査員，経営者及びQMR又はQMR代理者がそれぞれ署名又は記名してその写し（コ

ピーした紙文書またはPDFファイル）を工場に渡し，地区会議と工場はそれぞれ5年間その記録を保管する。

14. 文書化のみを要求する項目のうち次の項目については，特に変更がない限り，前年度の判定がA評価であれば書類による調査を省略し，A評価とすることができるものとする。

B1101，B1301，B 2101，B 2201，B2401，B2402，B3101，B3201，B3301，B3401，B4101，B4203

15. 原材料受入試験，工程管理試験，運搬車性能試験，製品試験，容積試験，製造設備管理，及び検査設備管理を外注している場合には，外注先からの試験成績表等により，適合性を確

認した記録について確認する。

16. 記録類，伝票類は，監査日から遡って1年間を調査対象とし，これらから任意に抽出して確認する。ただし，法令等で特別な定めがあるもの及び特に期間が規定されている次の項目

については，ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄに記載された期間を調査対象とし，任意に抽出して確認するものとする。A0304，A0603，A0703

17. は調査事項なので，該当する数字を記入するか又は該当する項目を~~選定~~選択する。

18. C0201(圧縮強度)において，試験の結果が0.85SL～SL未満の場合は，直近の過去2回の強度記録を含めた3回の試験結果の平均値を求め，呼び強度の強度値以上であれば減点は

「0」とするが，判定は「B」とする。

19. C0201(圧縮強度)において，試験の結果が強度比(呼び強度の強度値に対する試験値の比)1.50以上の場合は，｢1｣点の減点とする。

20. 実地試験の実施者の氏名を，｢令和6年度全国統一品質管理監査結果集計表｣の｢C実地調査｣の所定欄に記入する。

21.. JIS A 5308：2024への対応を行った工場に監査を行う場合は，監査ﾁｪｯｸﾘｽﾄの内容を JIS A 5308及びJIS Q1011の改正内容に読み替えて監査を実施する。

監査の実施及びﾁｪｯｸﾘｽﾄ記入上の留意点(令和~~6~~7年度)

文中の赤字部分は，本年度に加筆，修正したものです。

ﾁｪｯｸﾘｽﾄは，A総括的事項の調査，B個別的事項の調査，及びC実地調査に区分する。

1. 監査の際は，品質管理責任者(以下，｢QMR｣という)が応対する。QMRが不在の場合は，QMR代理者がその任にあたる。

2. 監査員は，ﾁｪｯｸﾘｽﾄを用いて，文書，品質記録，現場確認などによって，監査基準の適合性を判定する。

なお監査に先立ち，当該工場がJIS A 5308のJISﾏｰｸ表示認証を受けた製品を製造する工場(以下，｢JISﾏｰｸ表示認証工場｣という)であることを確認する。

3. 同一敷地内に2ﾌﾟﾗﾝﾄを有する工場に対しては，2ﾌﾟﾗﾝﾄとも監査する。監査実施日に1ﾌﾟﾗﾝﾄしか稼動していない場合は，残りの1ﾌﾟﾗﾝﾄについては，後日実地調査を実施する。

4. 監査員は，往訪調査に際して，当該工場の前年度の｢全国統一品質管理監査結果集計表｣を持参し，B又はC評価結果の改善度合いを確認する。

5. 同一監査ﾁｰﾑによる監査は，1日に1工場とし，1日に2工場以上を監査してはならない。

6. 監査員は，監査の開始に先立ち，経営者に出席を求めてｵｰﾌﾟﾆﾝｸﾞ会議を開催し，監査実施概要について説明する。

監査の終了時は，ｵｰﾌﾟﾆﾝｸﾞ会議と同様，経営者に出席を求め，ｸﾛｰｼﾞﾝｸﾞ会議を開催して監査の結果について説明し，監査結果の内容について合意する。

7. 調査のﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ・結果欄の該当する文字及び判定欄の該当するA，B，C，S又はa，b，cの何れかを，選択する。

8. 調査結果の判定は，A，B，C，S　(a，b，c)又はA，C，S　(a，c)とし，監査基準に該当しない場合は，評価対象外(S)の扱いとする(30項目)。

9. 監査時のﾒﾓ欄には，該当する項目についてﾒﾓを記入する。

10. 全調査項目は，129127項目(総括的事項19，個別的事項94，望ましい事項108，実地調査6)である。

11. 監査を効率的に実施するために，ﾁｪｯｸﾘｽﾄは予め工場側に提示してもよい。

12. 監査結果は，厳正に評価し，｢令和~~6~~7年度全国統一品質管理監査結果集計表｣の該当欄に記入する。

13. 監査結果を記録する｢令和~~6~~7年度全国統一品質管理監査結果集計表｣には，監査月日を記入し，監査員，経営者及びQMR又はQMR代理者がそれぞれ署名又は記名してその写し（コ

ピーした紙文書またはPDFファイル）を工場に渡し，地区会議と工場はそれぞれ5年間その記録を保管する。

14. 文書化のみを要求する項目のうち次の項目については，特に変更がない限り，前年度の判定がA評価であれば書類による調査を省略し，A評価とすることができるものとする。

B1101，B1301，B 2101，B 2201，B2401，B2402，B3101，B3201，B3301，B3401，B4101，B4203

15. 原材料受入試験，工程管理試験，運搬車性能試験，製品試験，容積試験，製造設備管理，及び検査設備管理を外注している場合には，外注先からの試験成績表等により，適合性を確

認した記録について確認する。

16. 記録類，伝票類は，監査日から遡って1年間を調査対象とし，これらから任意に抽出して確認する。ただし，法令等で特別な定めがあるもの及び特に期間が規定されている次の項目

については，ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄに記載された期間を調査対象とし，任意に抽出して確認するものとする。A0304，A0603，A0703

17. は調査事項なので，該当する数字を記入するか又は該当する項目を選択する。

18. C0201(圧縮強度)において，試験の結果が0.85SL～S未満（SLは呼び強度の強度値）の場合は，直近の過去2回の強度記録を含めた3回の試験結果の平均値を求め，呼び強度の強度

値以上であれば減点は「0」とするが，判定は「B」とする。

19. C0201(圧縮強度)において，試験の結果が~~強度比(呼び強度の強度値に対する試験値の比)~~1.50SL以上の場合は，｢1｣点の減点とする。

20. 実地試験の実施者の氏名を，｢令和~~6~~7年度全国統一品質管理監査結果集計表｣の｢C実地調査｣の所定欄に記入する。

~~21 .JIS A 5308：2024への対応を行った工場に監査を行う場合は，監査ﾁｪｯｸﾘｽﾄの内容を JIS A 5308及びJIS Q1011の改正内容に読み替えて監査を実施する。~~

令和６年版

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.技術力の確  　保 | A0301(ｺﾝｸﾘｰﾄ技士等)  ｺﾝｸﾘ-ﾄ技士，ｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士又は同等の有資格者が，2名以上常駐していること。ただし，少なくとも1名は，実際に品質管理に携わっていること。  注)・ｺﾝｸﾘｰﾄ技士及びｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士は，公益社団法人 日本ｺﾝｸﾘｰﾄ工学会に登録していること。  ・同等の有資格者とは，技術士(ｺﾝｸﾘ-ﾄ専門)，公益社団法人 日本ｺﾝｸﾘｰﾄ工学会に登録しているｺﾝｸﾘ-ﾄ診断士に限る。 | 1常駐(試験室関係)ｺﾝｸﾘ-ﾄ技術者数  　　　　　　　名(有資格者　　名)  2常駐の有資格技術者数  (重複回答可)  　ｺﾝｸﾘ-ﾄ技士 　　　名(　名)  　ｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士 　　名(　名)  　技術士(ｺﾝｸﾘ-ﾄ専門)　名(　名)  　ｺﾝｸﾘｰﾄ診断士　　　　名(　名)  注)(　)内は試験室関係の有資格者数 | ｺﾝｸﾘ-ﾄ技士，ｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士又は同等の有資格者が，2名以上常駐しており，少なくとも1名は，実際に品質管理に携わっている(A)  ｺﾝｸﾘ-ﾄ技士，ｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士又は同  等の有資格者が，1名常駐し，実際  に品質管理に携わっている(B)  (A)，(B)以外(C) | A：(A)である  B：(B)である  C：(C)である | ･技士      ･主任技士      ･診断士/,技術士 |

令和７年版

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.技術力の確  　保 | A0301(ｺﾝｸﾘｰﾄ技士等)  ｺﾝｸﾘ-ﾄ技士，ｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士又は同等の有資格者が，2名以上常駐していること。ただし，少なくとも1名は，実際に品質管理に携わっていること。  注)・ｺﾝｸﾘｰﾄ技士及びｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士は，公益社団法人 日本ｺﾝｸﾘｰﾄ工学会に登録していること。  ・同等の有資格者とは，技術士(ｺﾝｸﾘ-ﾄ専門)，公益社団法人 日本ｺﾝｸﾘｰﾄ工学会に登録しているｺﾝｸﾘ-ﾄ診断士に限る。 | (1) ｺﾝｸﾘｰﾄ技士等の常駐及び品質管理  業務  1常駐(試験室関係)ｺﾝｸﾘ-ﾄ技術者数  　　　　　　　名(有資格者　　名)  2常駐の有資格技術者数  (重複回答可)  　ｺﾝｸﾘ-ﾄ技士 　　　名(　名)  　ｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士 　　名(　名)  　技術士(ｺﾝｸﾘ-ﾄ専門)　名(　名)  　ｺﾝｸﾘｰﾄ診断士　　　　名(　名)  注)(　)内は試験室関係の有資格者数 | ｺﾝｸﾘ-ﾄ技士，ｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士又は同等の有資格者が，2名以上常駐しており，少なくとも1名は，実際に品質管理に携わっている(A)  ｺﾝｸﾘ-ﾄ技士，ｺﾝｸﾘ-ﾄ主任技士又は同  等の有資格者が，1名常駐し，実際  に品質管理に携わっている(B)  (A)，(B)以外(C) | A：(A)である  B：(B)である  C：(C)である | ･技士      ･主任技士      ･診断士/,技術士 |

改正理由：ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄの欄が調査項目の表記のみであり，調査内容が記載されていなかったため，新たに規定した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.教育・訓練 | A0401(教育・訓練)  製品品質に影響がある仕事に従事する要員(工程の一部を外部の者に行わせている場合は，その者を含む)に必要な力量を明確にし，必要な力量が持てるように計画的に教育訓練し，教育訓練の有効性を評価していること。 | (1)必要な力量(教育履歴，資格又は  実務経験年数)  (2) ｢教育訓練の規定｣  (3) 年間計画  (4) 実施記録  (5) 有効性評価  注）必要な実務経験年数は，工場が  定める。 | 明確にしている／明確にしていない  文書化している／文書化していない  計画がある／計画がない  実施記録がある／実施記録がない  評価記録がある／評価記録がない | A：全て満足  B：満足しない項目がある  C：全ての項目不満足 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.教育・訓練 | A0401(教育・訓練)  製品品質に影響がある仕事に従事する要員(工程の一部を外部の者に行わせている場合は，その者を含む)に必要な力量を明確にし，必要な力量が持てるように計画的に教育訓練し，教育訓練の有効性を評価していること。 | (1)必要な力量(教育履歴，資格又  は実務経験年数)  (2) ｢教育訓練の規定｣  (3) 年間計画  (4) 実施記録  (5) 有効性評価  注）必要な実務経験年数力量は，工場が定める。 | 明確にしている／明確にしていない  文書化している／文書化していない  計画がある／計画がない  実施記録がある／実施記録がない  評価記録がある／評価記録がない | A：全て満足  B：満足しない項目がある  C：全ての項目不満足 |  |

改正理由：注記に，必要な実務経験年数は工場が定めるとしているが，実務経験年数に限らず，教育履歴や資格も工場が定めるべき事項なので，「必要な力量は工場が定める」と

　　　　　表記を改正した。

令和７年度（新設）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.製品品質の  明確化 | B1103(出荷量の少ない種類の呼び強度等)  出荷量の少ない種類の呼び強度は，少なくとも年に1回はﾛｯﾄ判定ができるよう，ﾛｯﾄの大きさを調整して行うことが望ましい。また，原材料を変更及び／又は追加した場合，その実施後，社内規格で定めているﾛｯﾄの大きさを小さくするなどして，3回の試験結果ごとに品質の変動を確認することが望ましい。 | (1) 出荷量の少ない種類の呼び強  　度に対して，ﾛｯﾄの大きさを調整する方法の文書化  (2)出荷量の少ない種類の呼び強度に対して，ﾛｯﾄの大きさを調整した記録  (3) 原材料を変更及び／又は追加  した場合，その実施後ﾛｯﾄの大きさを小さくする方法の文書化  (4) 原材料を変更及び／又は追加  した場合，ﾛｯﾄの大きさを小さくした記録 | 文書化している／文書化していない  実施した記録がある／実施した記録がない／評価対象外  文書化している／文書化していない  実施した記録がある／実施した記録がない／評価対象外  3回の試験を実施できる出荷量が直近の1年間になかった場合，(2)は評価対象外。  直近の1年間で，原材料の変更及び／又は追加を行っていない場合(4)は評価対象外。 | a：全て満足  b：満足しない項目がある  c：全ての項目不満足 |  |

新設理由：JIS Q 1011の改正により，「出荷量の少ない種類の呼び強度は，少なくとも年に1回はﾛｯﾄ判定ができるよう，ﾛｯﾄの大きさを調整して行うことが望ましい。」及び「原材料を

変更及び／又は追加した場合，その実施後，社内規格で定めているﾛｯﾄの大きさを小さくするなどして，3回の試験結果ごとに品質の変動を確認することが望ましい。」こ

とが規定された。そのため，本監査項目にも，望ましい項目として同規定を新設した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 5.基礎資料 | B2501(基礎資料)  配合設計，ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄに含まれる塩化物含有量の計算及びｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策の方法の基礎となる資料を備えていること。  また，砕石及び砕砂を用いる場合には，微粒分量の範囲を決定する根拠となる資料，回収骨材を用いる場合には，回収骨材使用量の設定根拠となる資料，ｽﾗｯｼﾞ水を用いる場合には，目標ｽﾗｯｼﾞ固形分率の設定根拠となる資料，及び安定化ｽﾗｯｼﾞ水を用いる場合は，安定剤の使用量の設定根拠となる資料をそれぞれ備えていること。  また，ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰで管理する普通ｺﾝｸﾘｰﾄについては，材料分離しない配合であることを確認した資料，及び高強度ｺﾝｸﾘｰﾄの場合には，構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度と標準養生をした供試体の圧縮強度との関係のﾃﾞｰﾀを備えていること。 | (1) 配合設計の基礎資料  (2) 塩化物含有量の計算の基礎資料  (3) ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策の方法の基礎  資料  (4) 砕石及び砕砂の微粒分量の範囲の  決定根拠となる資料  (5) 回収骨材使用量の設定根拠となる  資料  (6)目標ｽﾗｯｼﾞ固形分率設定根拠となる  資料  (7) 安定剤の使用量の設定根拠となる  資料  (8) ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰで管理する普通ｺﾝｸﾘｰﾄが  材料分離しない配合であることを確  認した資料  (9) 構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度と標準養  生をした供試体の圧縮強度との関係 | 備えている／備えていない  備えている／備えていない  備えている／備えていない  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  砕石及び砕砂を使用していない工場で  は,左記(4)は評価対象外。  回収骨材を使用していない工場では，左  記(5)は評価対象外。  ｽﾗｯｼﾞ水を使用していない工場では，左記  (6)は評価対象外。  安定化ｽﾗｯｼﾞ水を使用していない工場で  は，左記(7)は評価対象外。  ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰで管理する普通ｺﾝｸﾘｰﾄを標準化  していない工場では，左記(8)は評価対象  外  JIS A 5308の｢高強度ｺﾝｸﾘｰﾄ｣を認証され  ていない工場及び建築基準法第37条第2  号の国土交通大臣による高強度ｺﾝｸﾘｰﾄの  認定を受けていない工場では，左記(9)は  評価対象外。 | A：全て備えている  C：備えていない項目がある |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 5.基礎資料 | B2501(基礎資料)  配合設計，ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄに含まれる塩化物含有量の計算及びｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策の方法の基礎となる資料を備えていること。  舗装ｺﾝｸﾘｰﾄの強度試験を圧縮強度試験で行う場合は，曲げ強度試験によって求めた強度と圧縮強度試験によって求めた強度の相関を求めた資料を備えていること。  構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度と標準養生をした供試体の圧縮強度との関係は，試験または信頼できる資料（建設省告示第1102号等）から求めていること。  また，砕石及び砕砂を用いる場合には，微粒分量の範囲を決定する根拠となる資料，回収骨材を用いる場合には，回収骨材使用量の設定根拠となる資料，ｽﾗｯｼﾞ水を用いる場合には，目標ｽﾗｯｼﾞ固形分率の設定根拠となる資料，及び安定化ｽﾗｯｼﾞ水を用いる場合は，安定剤の使用量の設定根拠となる資料をそれぞれ備えていること。  また，ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰで管理する普通ｺﾝｸﾘｰﾄについては，材料分離しない配合であることを確認した資料，及び高強度ｺﾝｸﾘｰﾄの場合には，構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度と標準養生をした供試体の圧縮強度との関係のﾃﾞｰﾀを備えていること。 | (1)舗装ｺﾝｸﾘｰﾄの強度試験を圧縮強度試験で行う場合，両者の試験によって求めた強度の相関を求めた資料  (2) 構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度と標準養生を  した供試体の圧縮強度との関係  (3) 配合設計の基礎資料  (4) 塩化物含有量の計算の基礎資料  (5) ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策の方法の基礎  資料  (6) 砕石及び砕砂の微粒分量の範囲の  決定根拠となる資料  (7) ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰで管理する普通ｺﾝｸﾘｰﾄが  材料分離しない配合であることを  確認した資料  (8)目標ｽﾗｯｼﾞ固形分率設定根拠となる  資料  (9) 回収骨材使用量の設定根拠となる  資料  (10) 安定剤の使用量の設定根拠となる  資料  (9) 構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度と標準養生を  した供試体の圧縮強度との関係 | 備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない  備えている／備えていない  備えている／備えていない  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  備えている／備えていない／評価対象外  舗装ｺﾝｸﾘｰﾄを標準化していない工場及び舗装ｺﾝ  ｸﾘｰﾄの強度試験を曲げ強度試験方法のみで行う  工場は，左記(1)は対象外。  JIS A 5308の｢高強度ｺﾝｸﾘｰﾄ｣を認証されていな  い工場及び／又は建築基準法第37条第2号の  国土交通大臣による高強度ｺﾝｸﾘｰﾄの認定を受け  ていない工場は，左記(2)は評価対象外。JIS  A 5308の「高強度ｺﾝｸﾘｰﾄ」の認証を受けていて  も，土木向け工事だけに製造出荷する場合は左  記(2)は評価対象外。  砕石及び砕砂を使用していない工場では,左記  (6)は評価対象外。  ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰで管理する普通ｺﾝｸﾘｰﾄを標準化してい  ない工場では，左記(7)は評価対象外 | A：全て備えている  C：備えていない項目がある |  |

令和７年度　（続き）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
|  |  |  | ｽﾗｯｼﾞ水を使用していない工場では，左記(8)は  評価対象外。  回収骨材を使用していない工場では，左記(9)は  評価対象外。  安定化ｽﾗｯｼﾞ水を使用していない工場では，左  記(10)は評価対象外。  JIS A 5308の｢高強度ｺﾝｸﾘｰﾄ｣を認証されていな  い工場及び建築基準法第37条第2号の国土交  通大臣による高強度ｺﾝｸﾘｰﾄの認定を受けていな  い工場では，左記(9)は評価対象外。 |  |  |

改正理由：①JIS A 5308の改正により，購入者との協議によって，舗装ｺﾝｸﾘｰﾄの強度試験方法を圧縮強度試験で行えることが，JIS A 5308に規定された。ただし，事前に技術資料を備えておく必要があるため，ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄに追加した。

　　　　　②ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄの順序を，JIS Q 1011に規定されている順序（製品試験，配合，原材料の順）に整合させた。

　　　　　③JIS Q 1011の改正により，高強度ｺﾝｸﾘｰﾄに要求されていた「構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度と標準養生をした供試体の圧縮強度との関係のﾃﾞｰﾀを有すること」が削除された。

しかしながら，建築向け工事に用いる高強度ｺﾝｸﾘｰﾄを製造する工場では，構造体強度補正値を工場が設定しておく必要があるため，建築向け工事に用いる高強度ｺﾝｸﾘｰﾄを出荷する工場を対象とし、土木向け工事のみ製造出荷する場合は対象外となるよう表記を改正した。また，必要な基礎資料は，実験で求める以外にも，建設省告示第1102号等の信頼できる資料でもよいことを明確にした。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.ｾﾒﾝﾄ | B3102(ｾﾒﾝﾄの受入検査)  ｾﾒﾝﾄの購入に際して，ｾﾒﾝﾄの要求品質をｾﾒﾝﾄの製造業者(納入業者を含む)に明示し，ｾﾒﾝﾄの製造業者が発行する試験成績表又は第三者試験機関注)の試験成績表によってあらかじめ定めた間隔でこれを確認していること。  注)JIS Q 17025に適合することを認定機関によって認定された試験機関，又はJIS Q 17025のうち該当する部分に適合していることを自らが証明している試験機関であり，かつ，次のいずれかである。  　 1)国公立の試験機関  　 2)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定された法人の試験機関，又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された法人の試験機関  　 3)その他，これらと同等以上の能力のある機関(例えば全国生ｺﾝｸﾘｰﾄ工業組合連合会が認定した共同試験場など) | (1) ｾﾒﾝﾄの要求品質の明示  (2) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/月)  (3) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯｸ印等のある試験成績表) | 明示している／明示していない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／一部の項目の記録がない／記録がない | A：全て満足  B：(3)で一部の項目が確認されておらず不満足  C：A，B以外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.ｾﾒﾝﾄ | B3102(ｾﾒﾝﾄの受入検査)  ｾﾒﾝﾄの購入に際して，ｾﾒﾝﾄの要求品質をｾﾒﾝﾄの製造業生産者(納入業者を含む)に明示し，ｾﾒﾝﾄの製造業生産者が発行する試験成績表又は第三者試験機関注)の試験成績表によって，あらかじめ定めた間隔でこれを1回以上／月，ｾﾒﾝﾄの生産者又は出荷場所を変更の都度，品質を確認していること。  注)JIS Q 17025に適合することを認定機関によって認定された試験機関，又はJIS Q 17025のうち該当する部分に適合していることを自らが証明している試験機関であり，かつ，次のいずれかである。  　 1)国公立の試験機関  　 2)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定された法人の試験機関，又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された法人の試験機関  　 3)その他，これらと同等以上の能力のある機関(例えば全国生ｺﾝｸﾘｰﾄ工業組合連合会が認定した共同試験場など) | (1) ｾﾒﾝﾄの要求品質の明示  (2) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/月，ｾﾒﾝﾄの生産者又は出荷場所の変更の都度)  (3) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯｸ印等のある試験成績表) | 明示している／明示していない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／一部の項目の記録がない／記録がない | A：全て満足  B：(3)で一部の項目が確認されておらず不満足  C：A，B以外 |  |

改正理由： ①B3103の削除により、同項目で規定していた「ｾﾒﾝﾄの生産者又は出荷場所を変更の都度」の頻度で実施するｾﾒﾝﾄの品質確認をB3102に規定した。

②ｾﾒﾝﾄの「製造業者」が「生産者」に改正されたため，当該箇所を改正した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.ｾﾒﾝﾄ | B3103(ｾﾒﾝﾄの圧縮強さ)  圧縮強さについては，あらかじめ定めた間隔，及びｾﾒﾝﾄの製造業者又は出荷場所を変更の都度，自工場における試験成績表又は第三者試験機関の試験成績表によって確認していること。ただし，同一ｾﾒﾝﾄの製造業者の同一出荷場所から供給を受けている複数のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工場の間では，代表的試料について共同で確認してもよい。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/6か月)  (2) 適合性の確認をした記録(ﾁｪｯｸ  印等のある自工場における試  験成績表又は第三者試験機関  の試験成績表) | 間隔を定めている／間隔を定めていない  確認している／確認していないものがある | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

廃止理由：JIS Q 1011の改正により，出荷場所ごとにあらかじめ定めた間隔（1回以上／6か月）での圧縮強さ試験の実施が削除されたため，本監査基準を廃止した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.骨材 | B3202(骨材製造業者による品質保証)  あらかじめ定めた間隔で骨材製造業者から試験成績表を入手することが望ましい。ここで言う試験成績表とは，JIS Q 1011附属書A 表A.2.1で骨材の種類ごとに定められた試験成績表をいう。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (2) 試験成績表  (JIS Q 1011附属書Aで規定  する全ての試験項目) | 間隔を定めている／間隔を定めていない  ①使用骨材全ての試験成績表を入手している  ②一部の骨材の試験成績表を入手している  ③使用骨材全ての試験成績表を入手していない | a：左記(1)及び(2)の①を満  　 足  b：左記(1)及び(2)の②を満  　 足  c：a，b以外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.骨材 | B3202(骨材製造業者による品質保証)  あらかじめ定めた間隔で骨材製造業者から試験成績表を入手することが望ましい。ここで言う試験成績表とは，JISマーク品については当該JISに規定する試験成績表を，JISマーク品以外については，JIS Q 1011附属書A 表A.2.1で骨材の種類ごとに定められた試験成績表をいう。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (2) 試験成績表  (JIS Q 1011附属書Aで規定  する全ての試験項目) | 間隔を定めている／間隔を定めていない  ①使用骨材全ての試験成績表を入手している  ②一部の骨材の試験成績表を入手している  ③使用骨材全ての試験成績表を入手していない | a：左記(1)及び(2)の①を満  　 足  b：左記(1)及び(2)の②を満  　 足  c：a，b以外 |  |

改正理由：JIS Q 1011の改正により，JISﾏｰｸ品の骨材の受入検査は入荷の都度JISﾏｰｸの確認によっても良いとされ，表A.2.1は全骨材からJISﾏｰｸ品以外の骨材のみを対象とする内容と

なった。この改正内容に整合するよう，JISﾏｰｸ品以外の骨材は表A.2.1を対象にしていることを明記し，JISﾏｰｸ品の骨材の試験成績表については当該JISに規定する様式と

するよう監査基準を改正した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.骨材 | B3203(骨材の受入検査)  骨材の購入に際して，骨材の要求品質を骨材製造業者(納入業者を含む)に明示し，あらかじめ定めた間隔でJIS Q 1011表A.2.1によって品質を確認していること。  注)・骨材の塩化物含有量試験で2019年の改正箇  所を見直していること  ・ｽﾗｸﾞ骨材を使用している場合は，ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反  応抑制対策の方法を，JIS A 5308が改正さ  れたことに合わせてJIS A 5011規格群と整  合させていること。 | (1) 骨材の要求品質の明示  (2) あらかじめ定めた間隔  (3) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯｸ印等のあるJIS Q 1011 表A.2.1で定められた自工場における試験成績表又は第三者試験機関の試験成績表) | 明示している／明示していない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／一部の項目に記録がない／記録がない | A：全て満足  B：(3)で一部の項目が確認  されておらず不満足  C：A，B以外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.骨材 | B3203(骨材の受入検査)  骨材の購入に際して，骨材の要求品質を骨材製造業者(納入業者を含む)に明示し，あらかじめ定めた間隔でJIS Q 1011附属書A 表A.2..1によって品質を確認していること。  注)・骨材の塩化物含有量試験で2019年の改正箇  所を見直していること  ・ｽﾗｸﾞ骨材を使用している場合は，ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反  応抑制対策の方法を，JIS A 5308が改正さ  れたことに合わせてJIS A 5011規格群と整  合させていること。 | (1) 骨材の要求品質の明示  (2) あらかじめ定めた間隔  (3) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯｸ  印等のあるJIS Q 1011 表  A.2.1で定められた自工場にお  ける試験成績表又は第三者試  験機関の試験成績表) | 明示している／明示していない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／一部の項目に記録がない／記録がない | A：全て満足  B：(3)で一部の項目の記録  がないが確認されてお  らず不満足  C：A，B以外 |  |

改正理由：①JIS Q 1011の改正により，JISﾏｰｸ品の骨材の受入検査は入荷の都度JISﾏｰｸの確認によっても良いとされ，表A.2.1は全骨材からJISﾏｰｸ品以外の骨材のみを対象とする内容

となった。この改正内容に整合するよう，表A.2.1を表A.2 に監査規準を修正し，ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄの(3)の注記を削除した。

　　　　　②2019年の改正時に，注意喚起のため監査基準に注記を設けたが，5年経過し十分浸透したと判断し，注記を削除した。

　　　　　③判定方法のBの表記を，より適切な表記に改正した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.骨材 | B3207(骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策)  高炉ｽﾗｸﾞ骨材及び人工軽量骨材以外の骨  材を使用する場合は，JIS A 5308附属書  Bに規定しているｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策を  実施し，その記録を保存していること。 | (1) 抑制対策実施記録  (ｱﾙｶﾘ総量，混合ｾﾒﾝﾄ等の使  用，無害骨材の使用の記録） | 記録がある(A)  記録がない(C) | A：(A)である  C：(C)である |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.骨材 | B3207(骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策)  高炉ｽﾗｸﾞ骨材，ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材及び人工軽  量骨材以外の骨材を使用する場合は，JIS  A 5308 8.2及び附属書JB，並びにJIS  Q1011附属書A 表A.2.1に規定しているｱﾙ  ｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策を実施し，その記録を  保存していること。  ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材を使用する場合は，JIS A 5011-2 附属書Dに規定しているｱﾙｶﾘｼﾘｶ反  応抑制対策を実施し，その記録を保存し  ていること。 | (1) 抑制対策実施記録  (ｱﾙｶﾘ総量，混合ｾﾒﾝﾄ等の使  用，無害骨材の使用の記録） | 記録がある(A)  記録がない(C) | A：(A)である  C：(C)である |  |

改正理由：①JIS A 5308の改正により，附属書の記号が改正されたため，監査基準で引用している附属書の記号を合わせて改正した。

　　　　　②ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策方法について，JIS A 5308 8.2に骨材の種類ごとに対応が規定されたこと，およびJIS Q 1011 附属書A 表A.2.1に，安全と認められる骨材を使用する場合の管理方法に追加事項が加えられたことから，JIS A5308 8.2及びJIS Q 1011 附属書A 表A.2.1の規定にも従うこととした。また，基準がより明確になるよう，ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策は，JIS A 5011-2 附属書Dに従うことを表記した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.骨材 | B3211(回収骨材)  骨材を回収できるｺﾝｸﾘｰﾄの種類，回収骨材を取り出す方法及び微粒分量の検査について文書化していること。  あらかじめ定めた間隔で微粒分量の検査を実施し，その適合性を確認していること。  なお，A法による回収骨材を使用している工場は，偏在防止対策を施した作業方法を確立していること。 | (1) 骨材を回収できるｺﾝｸﾘｰﾄの種類，回収骨  材を取り出す方法及び微粒分量の検査の  文書化  (2) あらかじめ定めた間隔(1回以上/月)  (3) 微粒分量の適合性を確認した記録  (4) 偏在防止対策を施した作業方法  1 回収粗骨材の標準化・使用状況  ①標準化し，使用している  ②標準化し，使用した実績はあるが，過去1年間使用していない  ③標準化しているが，使用したことがない  ④標準化していない  該当の番号を○で囲む。  2 回収細骨材の標準化・使用状況  ①標準化し，使用している  ②標準化し，使用した実績はあるが，過去1年間使用していない  ③標準化しているが，使用したことがない  ④標準化していない  該当の番号を○で囲む。  3 1及び2で①を選択した工場について，回収骨材の使用方法  ①回収粗骨材の使用方法  A方法（　　）  B方法（　　）  ②回収細骨材の使用方法  A方法（　　）  B方法（　　）  該当の箇所に○を記入する。 | 文書化している／文書化していない項  目がある  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない／評価対象外  確立している／確立していない／評価対  象外  回収骨材を1年以上使用していない工場では，左記(3)は評価対象外。  A法での使用方法を標準化していない工場は，左記(4)は評価対象外。  回収骨材を標準化していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.骨材 | B3211(回収骨材)  骨材を回収できるｺﾝｸﾘｰﾄの種類，回収骨材を取り出す方法及び微粒分量の検査について文書化していること。  あらかじめ定めた間隔で微粒分量の検査を実施し，その適合性を確認していること。  なお，A法による回収骨材を使用している工場は，JIS Q 1011 附属書A表A.3 に基づく，回収骨材の新骨材への添加方法偏在防止対策を施した作業方法を規定していること。 | (1) 骨材を回収できるｺﾝｸﾘｰﾄの種類，回収骨  材を取り出す方法及び微粒分量の検査の  文書化  (2) あらかじめ定めた間隔(1回以上/月)  (3) 微粒分量の適合性を確認した記録  (4) 偏在防止対策を施した作業方法  　 回収骨材の新骨材への添加方法  1 回収粗骨材の標準化・使用状況  ①標準化し，使用している  ②標準化し，使用した実績はあるが，過去1年間使用していない  ③標準化しているが，使用したことがない  ④標準化していない  該当の番号を○で囲む。  2 回収細骨材の標準化・使用状況  ①標準化し，使用している  ②標準化し，使用した実績はあるが，過去1年間使用していない  ③標準化しているが，使用したことがない  ④標準化していない  該当の番号を○で囲む。  3 1及び2で①を選択した工場について，回収骨材の使用方法  ①回収粗骨材の使用方法  A方法（　　）  B方法（　　）  ②回収細骨材の使用方法  A方法（　　）  B方法（　　）  該当の箇所に○を記入する。 | 文書化している／文書化していない項  目がある  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない／評価対象外  確立している／確立していない／評価  対象外  回収骨材を1年以上使用していない工場では，左記(3)は評価対象外。  A法での使用方法を標準化していない工場は，左記(4)は評価対象外。  回収骨材を標準化していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

改正理由：JIS A 5308及びJIS Q 1011には，「回収骨材の新骨材への添加方法」の管理としているため，用語を整合させた。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.水 | B3302(水の検査)  水は，自工場における試験成績表又は第三者試験機関の試験成績表によって，あらかじめ定めた間隔で品質を検査していること。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/12か月)  (2) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯｸ印  等のある自工場における試験成  績表又は第三者試験機関の試験  成績表)  練混ぜ水の調査(重複回答可)  ①上水道水を使用している。  ②上水道水以外の水(地下水，工業用水など)を使用している。  ③上澄水を使用している。  ④ｽﾗｯｼﾞ水を使用している。  ⑤安定化ｽﾗｯｼﾞ水を使用している。 | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない  上水道水のみを使用している工場は，  評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.水 | B3302(水の検査)  水は，自工場における試験成績表又は第三者試験機関の試験成績表によって，あらかじめ定めた間隔で品質を検査していること。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/12か月)  (2) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯｸ印  等のある自工場における試験成  績表又は第三者試験機関の試験  成績表)  練混ぜ水の調査(重複回答可)  ①上水道水を使用している。  ②上水道水以外の水(地下水，工業用水など)を使用している。  ③上澄み水を使用している。  ④ｽﾗｯｼﾞ水を使用している。  ⑤安定化ｽﾗｯｼﾞ水を使用している。 | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がないものがある  上水道水のみを使用している工場は，  評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

改正理由：①JIS A 5308の改正により，用語の「上澄水」が「上澄み水」に改正されたため，用語をJIS A 5308に整合させた。

　　　　　②2種類以上の水を使用している場合，一部の水の試験記録がないケースもあるので，結果の(2)を「記録がないものがある」とした。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.混和材料 | B3401(混和材料の要求品質等)  混和材料の種類，製造業者名，要求品質，検査方法，検査結果の合否判定基準及び不適合品の処置について文書化していること。混和材料とは，ﾌﾗｲｱｯｼｭ，膨張材，ｺﾝｸﾘｰﾄ用化学混和剤，防せい剤，高炉ｽﾗｸﾞ微粉末，ｼﾘｶﾌｭｰﾑ及び砕石粉である。 | (1) 混和材料の種類  (2) 製造業者名  (3) 要求品質  (4) 検査方法  (5) 合否判定基準  (6) 不適合品の処置 | 左記(1)～(6)を文書化している(A)  左記のうち文書化していない項目があ  る(C) | A：(A)である  C：(C)である |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.混和材料 | B3401(混和材料の要求品質等)  混和材料の種類，製造業者名，要求品質，検査方法，検査結果の合否判定基準及び不適合品の処置について文書化していること。混和材料とは，ﾌﾗｲｱｯｼｭ，膨張材，ｺﾝｸﾘｰﾄ用化学混和剤，防せい剤，高炉ｽﾗｸﾞ微粉末，ｼﾘｶﾌｭｰﾑ及び,火山ガラス微粉末,収縮低減剤及び砕石粉である。 | (1) 混和材料の種類  (2) 製造業者名  (3) 要求品質  (4) 検査方法  (5) 合否判定基準  (6) 不適合品の処置 | 左記(1)～(6)を文書化している(A)  左記のうち文書化していない項目があ  る(C) | A：(A)である  C：(C)である |  |

改正理由：JIS A 5308 の改正により，新たにJIS規格が制定された火山ガラス微粉末と収縮低減剤が採用されたため，これらを混和材料に追加した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.混和材料 | B3402(混和材料の受入検査)  混和材料の購入に際して，混和材料の要求品質を混和材料製造業者(納入業者を含む)に明示し，混和材料製造業者の試験成績表又は第三者試験機関の試験成績表によって，あらかじめ定めた間隔で品質を確認するとともに，入荷の都度，銘柄，種類について伝票で確認していること。(ﾌﾗｲｱｯｼｭ，膨張材，ｺﾝｸﾘ-ﾄ用化学混和剤，防せい剤，高炉ｽﾗｸﾞ微粉末，ｼﾘｶﾌｭ-ﾑ及び砕石粉)。 | (1) 混和材料の要求品質の明示  (2) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/月。ただし，ｺﾝｸﾘ-  ﾄ用化学混和剤は1回以上/6  か月，防せい剤は1回以上/3  か月)  (3) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯ  ｸ印等のある試験成績表)  (4) 伝票の確認 | 明示している／明示していない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／一部の記録がない／記録がない  確認している／確認していない | A：全て満足  B：(3)で一部の項目が  確認されておら  ず不満足  C：A，B以外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.混和材料 | B3402(混和材料の受入検査)  混和材料の購入に際して，混和材料の要求品質を混和材料製造業者(納入業者を含む)に明示し，混和材料製造業者の試験成績表又は第三者試験機関の試験成績表によって，あらかじめ定めた間隔で品質を確認するとともに，入荷の都度，銘柄，種類について伝票で確認していること。(ﾌﾗｲｱｯｼｭ，膨張材，ｺﾝｸﾘ-ﾄ用化学混和剤，防せい剤，高炉ｽﾗｸﾞ微粉末，ｼﾘｶﾌｭ-ﾑ,~~及び~~火山ガラス微粉末,収縮低減剤及び砕石粉)。 | (1) 混和材料の要求品質の明示  (2) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/月。ただし，ｺﾝｸﾘ-  ﾄ用化学混和剤は1回以上/6  か月，防せい剤は1回以上/3  か月，収縮低減剤は1回以上/6か月）  (3) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯ  ｸ印等のある試験成績表)  (4) 伝票の確認 | 明示している／明示していない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／一部の記録がない／記録がない  確認している／確認していない | A：全て満足  B：(3)で一部の項目が  確認されておら  ず不満足  C：A，B以外 |  |

改正理由：火山ガラス微粉末及び収縮低減剤がJIS化され，JIS A 5308に採用されたため，これら混和材料を追加した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.混和材料 | B3403(JISに規定されていない混和材料の受入検査)  JISに規定されていない混和材料は，あらかじめ定めた間隔で，第三者試験機関の試験成績表によって品質を確認していること。ただし，ｺﾝｸﾘ-ﾄ及び鋼材に有害な影響を及ぼさないことが一般に認知されている場合は，製造業者の試験成績表で確認していればよい。なお，いずれの場合も塩化物ｲｵﾝ量及び全ｱﾙｶﾘ量は，必ず確認していること。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/月)  (2) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯ  ｸ印等のある試験成績表) | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／一部の記録がない／記録がない  JISに規定されていない混和材料を1年以上使用していない工場では，左記(2)は評価対象外。  JISに規定されていない混和材料を標準化していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.混和材料 | B3403(JISに規定されていない混和材料の受入検査)  JISに規定されていない混和材料は，あらかじめ定めた間隔で，第三者試験機関の試験成績表によって品質を確認していること。ただし，ｺﾝｸﾘ-ﾄ及び鋼材に有害な影響を及ぼさないことが~~一般に認知されている~~第三者による審査（性能）証明の取得，多数の施工実績などにより確認されている場合は，製造業者の試験成績表で確認していればよい。なお，いずれの場合も塩化物ｲｵﾝ量及び全ｱﾙｶﾘ量は，必ず確認していること。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/月)  (2) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯ  ｸ印等のある試験成績表) | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がないものがある一部の記録がない／記録がない／評価対象外  JISに規定されていない混和材料を1年以上使用していない工場では，左記(2)は評価対象外。  JISに規定されていない混和材料を標準化していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

改正理由；①JIS Q 1011の改正により，「一般に認知されている」の表記がより具体的な表記となったため，該当箇所の表記を改正した。

　　　　　②ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ(2)にて，評価対象外の判定欄が抜けていたので，追加した。また，「一部の記録がない」と「記録がない」は両者とも判定はCであるので，「記録がな

いものがある」に統一した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.混和材料 | B3404(付着ﾓﾙﾀﾙ及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤の受入検査)  付着ﾓﾙﾀﾙ及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤は，あらかじめ定めた間隔で，第三者試験機関の試験成績表によって品質を確認していること。ただし，ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鋼材に有害な影響を及ぼさないことが一般に認知されている場合には，製造業者の試験成績表で品質を確認していればよい。 | (1) あらかじめ定めた間隔  　　　(1回以上/月)  (2) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯ  ｸ印等のある試験成績表) | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／一部の記録がない／記録がない  ／評価対象外  付着ﾓﾙﾀﾙ及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤を1年以上使用していない工場では，左記(2)は評価対象外。  付着ﾓﾙﾀﾙ及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤を標準化していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 4.混和材料 | B3404(付着ﾓﾙﾀﾙ及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤の受入検査)  付着ﾓﾙﾀﾙ及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤は，あらかじめ定めた間隔で，第三者試験機関又は~~の試験成績表によって品質を確認していること。ただし，ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鋼材に有害な影響を及ぼさないことが一般に認知されている場合には，製~~造業者の試験成績表によって品質を確認していること。~~で品質を確認していればよい。~~ | (1) あらかじめ定めた間隔  　　　(1回以上/月)  (2) 適合性を確認した記録(ﾁｪｯ  ｸ印等のある試験成績表) | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／一部の記録がない／記録がない  ／評価対象外  付着ﾓﾙﾀﾙ及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤を1年以上使用していない工場では，左記(2)は評価対象外。  付着ﾓﾙﾀﾙ及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤を標準化していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

改正理由；JIS Q 1011の改正により，製造業者による試験成績表によって品質確認を行う場合の条件が削除されたため，当該箇所を削除した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.配合の管理 | B4205(細骨材の表面水率)  細骨材の表面水率をあらかじめ定めた間隔で試験し，配合補正を行っていること。測定は，JIS A 1111，JIS A 1125，JIS A 1802又は連続測定が可能な簡易試験方法による。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/午前，1回以上/午後，ただし，高強度ｺﾝｸﾘｰﾄの場合は始業前，1回以上/午前，1回以上/午後)  (2) 試験記録  (3) 配合補正記録 | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない  記録がある／記録がない | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.配合の管理 | B4205(細骨材の表面水率)  細骨材の表面水率をあらかじめ定めた間隔で試験し，配合補正を行っていること。測定は，JIS A 1111，JIS A 1125，JIS A1802又は自動表面水率測定装置~~連続測定が可能な簡易試験方法~~による。  ただし, 再生細骨材Hの場合，JIS A 1802による方法は適用できない。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/午前，1回以上/午後，ただし，高強度ｺﾝｸﾘｰﾄの場合は初回練混ぜ開始前~~始業前~~，1回以上/午前，1回以上/午後)  (2) 試験記録  (3) 配合補正記録 | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない  記録がある／記録がない | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

改正理由：①JIS Q 1011の改正により，細骨材の表面水率測定方法に「自動表面水率測定装置」が規定されたため、規定した。

②再生細骨材Hは，JIS A 1802による方法が適用できないことが規定されたことから，当該箇所を改正した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.配合の管理 | B4206(粗骨材の表面水率)  粗骨材の表面水率を適時試験し，配合の補正を行っていること。  測定は，JIS A 1125，JIS A 1803又はこれにかわる合理的な試験方法による。 | (1) 試験記録  (2) 配合補正の実施記録 | 記録がある／記録がない  記録がある／記録がない | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.配合の管理 | B4206(粗骨材の表面水率)  粗骨材の表面水率を~~適時~~必要の都度注)試験し，配合の補正を行っていること。  測定は，~~JIS A 1125，~~JIS A 1803又はこれにかわる合理的な試験方法による。  注)再生骨材Hの場合は，1回以上/使用日 | (1) 試験記録  (2) 配合補正の実施記録 | 記録がある／記録がない  記録がある／記録がない | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

　改正理由；①JIS Q 1011の改正により，粗骨材の表面水率の測定方法からJIS A 1125 が削除されたこと，頻度を必要の都度としていることから，該当箇所を改正した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.配合の管理 | B4207(ｽﾗｯｼﾞ固形分率管理)  目標ｽﾗｯｼﾞ固形分率を設定し，あらかじめ定めた間隔でｽﾗｯｼﾞ水の濃度を測定し，ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法又は連続濃度測定方法でｽﾗｯｼﾞ固形分率の管理を行っていること。  また，安定化ｽﾗｯｼﾞ水を使用する場合には，ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法でｽﾗｯｼﾞ固形分率の管理を行っていること。  ただし，ｽﾗｯｼﾞ水をｽﾗｯｼﾞ固形分率1％未満で使用する場合(低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法)には，ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法を用い，ｽﾗｯｼﾞ固形分率の値が管理期間毎に1％未満となることを確認していること。 | (1) 目標ｽﾗｯｼﾞ固形分率  (2) ｽﾗｯｼﾞ水濃度の測定間隔  ・低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法：1回以上/日かつ濃度調整槽へのｽﾗｯｼﾞ水の入替えの都度  ・ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法：1回以上/日かつ濃度調整の都度  ・連続濃度測定方法：使用の都度(ﾊﾞｯﾁ毎)  (3) ｽﾗｯｼﾞ水濃度の測定記録  (4) ｽﾗｯｼﾞ固形分率を確認する間隔  ・固形分率を3％以下で定めて使用する場合：ﾊﾞｯﾁ毎で，終業時までにｽﾗｯｼﾞ固形分率を確認  ・低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法で使用する場合：  1回以上/日かつ濃度調整槽へのｽﾗｯｼﾞ水の入替えの都度  (5) ｽﾗｯｼﾞ固形分率の確認記録  ｽﾗｯｼﾞ水の標準化・使用状況  ①低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法で使用している  ②ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法で使用している  ③連続濃度測定方法で使用している  ④ｽﾗｯｼﾞ水を標準化しているが，過去1年間使用していない  ⑤ｽﾗｯｼﾞ水を過去に標準化したことはあるが，現在は標準化していない  ⑥ｽﾗｯｼﾞ水を標準化したことはない | 設定している／設定していない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない／評価対象外  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない／評価対  象外  ｽﾗｯｼﾞ水を1年以上使用していない工場では，左記(3)及び(5)は評価対象外。  ｽﾗｯｼﾞ水を標準化していない工場は,評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目があ  　 る  S：評価対象外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.配合の管理 | B4207(ｽﾗｯｼﾞ固形分率管理)  目標ｽﾗｯｼﾞ固形分率を設定し，あらかじめ定めた間隔でｽﾗｯｼﾞ水の濃度を測定し，ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法又は連続濃度測定方法でｽﾗｯｼﾞ固形分率の管理を行っていること。  また，安定化ｽﾗｯｼﾞ水を使用する場合には，ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法でｽﾗｯｼﾞ固形分率の管理を行っていること。  ただし，ｽﾗｯｼﾞ水をｽﾗｯｼﾞ固形分率1％未満で使用する場合(低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法)には，ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法を用い，ｽﾗｯｼﾞ固形分率の値が管理期間毎に1％未満となることを確認していること。 | (1) 目標ｽﾗｯｼﾞ固形分率  (2) ｽﾗｯｼﾞ水濃度の測定間隔  ~~・低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法：1回以上/日かつ濃度調整槽へのｽﾗｯｼﾞ水の入替えの都度~~  ・ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法：1回以上/日かつ濃度調整の都度。ただし，ｽﾗｯｼﾞ水をｽﾗｯｼﾞ固形分率1%未満で使用するの場合は，濃度調整の槽ごとに行う。  ・連続濃度測定方法：使用の都度(ﾊﾞｯﾁ毎)  (3) ｽﾗｯｼﾞ水濃度の測定記録  (4) ｽﾗｯｼﾞ固形分率を確認する間隔  ~~・固形分率を3％以下で定めて使用する場合：ﾊﾞｯﾁ毎で，終業時までにｽﾗｯｼﾞ固形分率を確認~~  ・低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法で使用するｽﾗｯｼﾞ水をｽﾗｯ  ｼﾞ固形分率1%未満で使用する場合：  1回以上/日かつ濃度調整槽へのｽﾗｯｼﾞ水の入替えの都度(最大のｽﾗｯｼﾞ固形分率となる配合について確認する。)  ・低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法以外で使用する場合  ｽﾗｯｼﾞ水をｽﾗｯｼﾞ固形分率1%未満で使用  する場合以外：運搬車1台ごと(終業時  までに計算し確認する。)  (5) ｽﾗｯｼﾞ固形分率の確認記録  ｽﾗｯｼﾞ水の標準化・使用状況(複数回答可)   1. 低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法ｽﾗｯｼﾞ水をｽﾗｯｼﾞ固形分率1％未満で使用している   安定剤を用いず，ｽﾗｯｼﾞ固形分率の限度を1％未満で使用している。   1. 安定剤を用いず，ｽﾗｯｼﾞ固形分率の限度を1％以上3％以下で使用している。 | 設定している／設定していない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない／評価対象外  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない／評価対  象外  ｽﾗｯｼﾞ水を1年以上使用していない工場では，左記(3)及び(5)は評価対象外。  ｽﾗｯｼﾞ水を標準化していない工場は,評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目があ  　 る  S：評価対象外 |  |

（続き）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | ③　安定剤を用いて，ｽﾗｯｼﾞ固形分率の限度を3％以下で使用している。  ④　安定剤を用いて，ｽﾗｯｼﾞ固形分率の限度を3％を超え6％以下で使用している。  ⑤　ﾊﾞｯﾁ濃度調整方法で使用している  ⑥　連続濃度測定方法で使用している  ⑦　ｽﾗｯｼﾞ水を標準化しているが，過去1  年間使用していない  ⑧　ｽﾗｯｼﾞ水を過去に標準化したことはあるが，現在は標準化していない。  ⑨　ｽﾗｯｼﾞ水を標準化したことはない | 調査項目において，ｽﾗｯｼﾞ水を標準化している工場(⑦に該当する工場も含む)は，①～⑥の中で該当する項目をすべて選択する。 |  |  |

改正理由：①JIS A 5308の改正により，ｽﾗｯｼﾞ水をｽﾗｯｼﾞ固形分率1％未満で使用する場合の濃度の管理方法がﾊﾞｯﾁ濃度調整法に限定されなくなったため，監査基準を修正した。

②同改正により，安定化ｽﾗｯｼﾞ水のｽﾗｯｼﾞ固形分率の上限が6%以下と定められたため，「固形分率が3％以下で定めて使用する場合」を削除し，表記をJIS規格に整合させた。

③「低濃度ｽﾗｯｼﾞ水法」の用語を，JIS A 5308で用いられている「ｽﾗｯｼﾞ固形分率1％未満で使用」に整合させた。

　　　　　④JIS Q 1011の改正により，ｽﾗｯｼﾞ水濃度及びｽﾗｯｼﾞ固形分率の管理方法が改正されたため，監査基準も整合させた。

　　　　　⑤調査項目の内容を見直し，JIS A 5308 附属書JC 表JC-3 のどれに該当する使用方法を採用しているかを，明確に選択できる内容とした。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.配合の管理 | B4209(回収骨材の使用方法及び置換率)  回収骨材の使用方法，回収骨材を用いるｺﾝｸﾘｰﾄの種類，粗骨材及び細骨材のそれぞれの回収骨材置換率並びに置換率の管理期間について文書化していること。  各骨材の置換率を管理し，記録し，その適合性を確認していること。 | (1) 使用方法，回収骨材を用いるｺﾝｸﾘ  ｰﾄの種類，粗骨材及び細骨材のそ  れぞれの回収骨材置換率並びに  置換率の管理期間の文書化  (2) 置換率の適合性を確認した記録 | 文書化している／  文書化していない項目がある  記録がある／記録がない／評価対象外  回収骨材を1年以上使用していない工場では，左記(2)は評価対象外。  回収骨材を標準化していない工場は，評  価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.配合の管理 | B4209(回収細骨材及び回収粗骨材の骨材の使用方法及び置換率)  回収骨材の使用方法，回収骨材を用いるｺﾝｸﾘｰﾄの種類，粗骨材及び細骨材のそれぞれの回収骨材置換率並びに置換率の管理期間について文書化していること。  各骨材の置換率を管理し，記録し，その適合性を確認していること。 | (1) ~~使用方法，回収骨材を用いるｺﾝｸﾘ~~  ~~ｰﾄの種類，~~回収細骨材及び回収粗骨材のそれぞれの回収骨材置換  率~~並びに置換率~~の管理方法~~期間~~  の文書化  (2) 置換率の適合性を確認した記録 | 文書化している／  文書化していない項目がある  記録がある／記録がない／評価対象外  回収骨材を1年以上使用していない工場では，左記(2)は評価対象外。  回収骨材を標準化していない工場は，評  価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

改正理由：JIS Q 1011の表A.3の回収骨材の管理方法の表記が，監査基準の表記と整合していなかったので，監査基準をJIS Q 1011の表記に整合させた。

令和７年度（新設）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.配合の管理 | B4210(安定剤の使用方法及び安定化ｽﾗｯｼﾞ水の管理方法)  安定化ｽﾗｯｼﾞ水を使用している場合，JIS A  5308 附属書JE（安定化ｽﾗｯｼﾞ水の使用方法）による管理を行っていること。 | (1) 安定剤の使用方法及び安定化ｽﾗ  ｯｼﾞ水の管理方法の文書化  (2) 適合性を確認した記録（安定化  ｽﾗｯｼﾞ水の量，濃度及び温度，ｽﾗ  ｯｼﾞ固形分の量，安定剤の銘柄及  び使用量。なお，ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ  などにより，ｽﾗｯｼﾞ水中の安定剤  の残存量を管理している場合は,  ｽﾗｯｼﾞ水中の安定剤の残存量と硫  酸ｲｵﾝ濃度も管理しているこ  と。） | 文書化している／文書化していない  記録がある／記録がない／評価対象外  安定化ｽﾗｯｼﾞ水を1年以上使用していない工場では，左記(2)は評価対象外。  安定化ｽﾗｯｼﾞ水を標準化していない工場  は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

規定理由：JIS A 5308及びJIS Q 1011の改正により，管理項目に「安定剤の使用方法」が制定された。また同管理項目では，安定剤と安定化ｽﾗｯｼﾞ水の管理の両方が規定されていることか

ら，監査項目を「安定剤の使用方法及び安定化ｽﾗｯｼﾞ水の管理方法」とし，新たに新設した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.材料の計量 | B4302(動荷重検査)  計量器の計量精度をあらかじめ定めた間隔で任意の連続5ﾊﾞｯﾁ以上について計量器別に確認していること。1か月で連続5ﾊﾞｯﾁに満たない計量しか行っていなかった計量器については，使用の都度，動荷重の検査を行って確認していること。 | (1) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/月)  (2) 動荷重の適合性を確認した記録 | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.材料の計量 | B4302(計量精度・動荷重検査))  ﾊﾞｯﾁごとに計量値を，目視で，又は印字記録で確認していること注)。ただし，計量印字記録装置を有していない場合，計量器の計量精度をあらかじめ定めた間隔で任意の連続5ﾊﾞｯﾁ以上について計量器別に確認していること。1か月で連続5ﾊﾞｯﾁに満たない計量しか行っていなかった計量器については，使用の都度，動荷重の検査を行って確認していること。  注)計量印字記録装置を有している工場が，動荷重検査を実施していれば，これをﾊﾞｯﾁ毎に計量値を目視で，又は印字記録で確認する検査にかえてよい。 | (1) あらかじめ定めた間隔(目視又印字記録による場合は毎ﾊﾞｯﾁ，動荷重検査による場合は1回以上/月)  (2) 計量値を目視又は印字記録での確  　 認により，動荷重の適合性を確認した記録  (3) 動荷重検査により，動荷重の適合  性を確認した記録 | 間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない／評価対象外  記録がある／記録がない／評価対象外  ﾊﾞｯﾁごとに計量値を目視又は印字記録装置で確認している場合，左記(3)は評価対象外。  動荷重検査により，動荷重の適合性を確認している場合，左記(2)は評価対象外 | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

改正理由：JIS Q 1011の改正により，計量印字記録装置を有する工場の動荷重検査は，ﾊﾞｯﾁごとに目視または計量印字記録で確認するように改正された。このため，動荷重検査実施方法

　　　　　に関わる基準を改正した。また，JIS Q 1011では，「計量精度（動荷重）」という用語のため，項目に計量精度も追加した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.材料の計量 | B4303(計量記録の整備)  購入者からの要求に備え，ﾊﾞｯﾁごとの計量記録及びこれから1運搬車当りの単位量を算出するに必要なﾃﾞｰﾀを整備し，あらかじめ定めた期間保管していること。なお，計量記録から求めた1運搬車当りの平均で表す単位量と設定値の単位量との差が，JIS A 5308 9.2.2表9に適合していること。 | (1) ﾊﾞｯﾁごとの計量記録及びこれ  から1運搬車当たりの単位量  を算出するに必要なﾃﾞｰﾀ  (2) あらかじめ定めた保管期間  (5年間)  (3) 適合性を確認した記録  購入者からの単位量の要求件数等(令和5年度)  ①要求件数　　　　　件  ②①に該当する運搬車数　　台 | 整備,保管している／整備,保管していない  保管期間を定めている／保管期間を定めていない  記録がある／記録がない  左記(3)では，B4302の動荷重検査の際に1運搬車分の単位量についてもJISへの適合性を検証している場合は，その検証記録により確認してよい。なお，過去1年間に適合性確認を行った記録が無い工場の場合は，監査時に，任意の1運搬車分について単位量の算出を工場側に求め，適合性を確認する。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.材料の計量 | B4303(計量記録の整備)  購入者からの要求に備え，ﾊﾞｯﾁごとの計量記録及びこれから1運搬車1台当りの単位量を算出するに必要なﾃﾞｰﾀを整備し，あらかじめ定めた期間保管していること。なお，計量記録から求めた~~1~~運搬車1台当りの平均で表す単位量と設定値の単位量との差が，JIS A 5308 9.2.2表8~~9~~に適合していること。 | (1) ﾊﾞｯﾁごとの計量記録及びこれ  から1運搬車1台当たりの単  位量を算出するに必要なﾃﾞｰﾀ  (2) あらかじめ定めた保管期間  (5年間)  (3) 適合性を確認した記録  購入者からの単位量の要求件数等(令和~~5~~6年度)  ①要求件数　　　　　件  ②①に該当する運搬車数　　台 | 整備,保管している／整備,保管していない  保管期間を定めている／保管期間を定めていない  記録がある／記録がない  左記(3)では，B4302の動荷重検査の際に1運搬車1台分の単位量についてもJISへの適合性を検証している場合は，その検証記録により確認してよい。なお，過去1年間に適合性確認を行った記録が無い工場の場合は，監査時に，任意の1運搬車1台分について単位量の算出を工場側に求め，適合性を確認する。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

　改正理由：JIS A 5308の改正により，参照先が表9から表8に変更されたため，当該箇所を改正した。また，監査基準の文章も，JIS A 5308の表記に整合するように改正した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.材料の計量 | B4304(細骨材表面水率の管理)  細骨材の実測表面水率と表面水率補正装置の設定値とは，±0.5％以内で整合していることが望ましい。 | (1) 整合性確認の記録  (2) 整合性(現認) | 記録がある／記録がない  整合している／整合していない | a：全て満足  b：満足しない項目がある  c：全ての項目不満足 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 3.材料の計量 | B4304(~~細~~骨材表面水率の管理)  細骨材及び粗骨材の実測表面水率と表面水率補正装置の設定値とは，±0.5％以内で整合していること~~が望ましい~~。 | 1. 表面水率補正装置の設定値と実測表面水率との差が規定値を超える場合、表面水率を測定することの文書化   (2)(1) 整合性確認の記録  (3) (2)整合性(現認) | 文書化している／文書化していない  記録がある／記録がない  整合している／整合していない | A~~a~~：全て満足  B~~b~~：満足しない項目がある  C~~c~~：全ての項目不満足 |  |

改正理由：JIS Q 1011の改正により，骨材の表面水率補正装置の設定値が実測表面水率の±0.5%の範囲を超える場合，実測表面水率を再測定することが規定された。そのため，本規定

　　　　　を望ましい項目から個別的事項に変更し，かつ対象に粗骨材も追加した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 5.運搬 | B4502(残水の排出)  ﾚﾃﾞｨ-ﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘ-ﾄの積込みに際し，運搬車のﾄﾞﾗﾑ内の残水を完全に排出する手順について文書化し，順守していること。 | (1) 残水排出手順の文書化  (2) 実施記録  (3) 完全排出の順守(可能な限り現認)  注)外注車輌も含めること | 文書化している／文書化していない  記録がある／記録がない  順守している／順守していない | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 5.運搬 | B4502(戻りｺﾝｸﾘｰﾄ及び洗浄残水の排出確認)  ﾚﾃﾞｨ-ﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘ-ﾄの積込みに際し，運搬車のﾄﾞﾗﾑ内の戻りｺﾝｸﾘｰﾄ及び洗浄残水を完全に排出する手順について文書化し，順守していること。 | (1) 戻りｺﾝｸﾘｰﾄ及び洗浄残水排出手順の文書化  (2) 実施記録  (3) 完全排出の順守(可能な限り現認)  注)外注車輌も含めること | 文書化している／文書化していない  記録がある／記録がない  順守している／順守していない | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  |

改正理由：①JIS Q 1011の改正により，管理項目に「戻りｺﾝｸﾘｰﾄの排出確認」が規定されたため，積み込み時には，残水だけでなく戻りｺﾝｸﾘｰﾄの排出も確認することとした。

　　　　　②「残水」の用語を、JIS A 5308で使用されている「洗浄水」の用語に改正した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 5.運搬 | B4506(納入書)  運搬の都度，1運搬車毎にﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ納入書を提出していることを，受領印又はｻｲﾝのある受領書で確認していること。 | (1) 受領書  (2) 受領印又は受領のｻｲﾝ  注)外注車輌も含めること  1計量記録から算出した単位量を記入した納入書の購入者への提出について  ①全ての納入書に記入し提出している  ②提出したことがある  ③実績はないが提出できる  ④提出できない  2 1で②～④を選択した工場について，①でない理由(複数回答可)  ①購入者から要求がないため  ②記入する配合を組合等で申し合わせてい  るため  ③材料の計量値の差を1運搬車ごとに確認することに時間がかかるため  ④手書きによって納入書に単位量を記入す  るため  ⑤上記以外(監査時のﾒﾓ欄に理由を記入)  3計量記録から算出した単位量を記入した納入書を提出するための準備期間について(全工場対象)  ①１か月以内に対応できる(含む，提出中)  ②６か月以内に対応できる  ③１年以内に対応できる  ④上記以外(監査時のﾒﾓ欄に理由を記入)  4 環境ﾗﾍﾞﾙの表示  　➀納入書に表示している  　　使用材料(複数回答可)  　　　(　　　　　　　　　　　　　　)  　②納入書に表示していない | ある／ない  ある／ない | A：全て満足  C：満足しない項目がある | 左記2において，①～④以外の理由：  左記3において，計量記録から算出した単位量を記入した納入書を提出するための準備期間が1年を超える理由： |

令和７年度

改正理由：①JIS A 5308の改正により，納入書を電磁的記録で提出することが認められたため，監査基準の内容を電磁的記録による提出も考慮した表記に改正した。

　　　　　②電磁的記録による納入書の使用実態を確認するため，調査項目に「電磁的記録による提出」を新設した。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 5.運搬 | B4506(納入書)  運搬の都度，1運搬車1台ごと毎にﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ納入書を提出していること。を，受領印又はｻｲﾝのある受領書で確認していること。  紙媒体の場合，受領書で確認する。電磁的記録の場合，購入者に受け渡した記録を，印刷またはディスプレイで表示したもので確認する。確認の際，荷受職員の署名又は記名，及び着時刻が記載されていることを確認する。 | (1) 受領書  (2) 荷受職員の署名又は記名，及び着時刻~~受領印又は受領のｻｲﾝ~~  注)外注車輌も含めること  1計量記録から算出した単位量を記入した納入書の購入者への提出について  ①全ての納入書に記入し提出している  ②提出したことがある  ③実績はないが提出できる  ④提出できない  2 1で②～④を選択した工場について，①でない理由(複数回答可)  ①購入者から要求がないため  ②記入する配合を組合等で申し合わせてい  るため  ③材料の計量値の差を1運搬車1台ごとに確認することに時間がかかるため  ④手書きによって納入書に単位量を記入す  るため  ⑤上記以外(監査時のﾒﾓ欄に理由を記入)  3計量記録から算出した単位量を記入した納入書を提出するための準備期間について(全工場対象)  ①１か月以内に対応できる(含む，提出中)  ②６か月以内に対応できる  ③１年以内に対応できる  ④上記以外(監査時のﾒﾓ欄に理由を記入)  4 環境ﾗﾍﾞﾙの表示  　➀納入書に表示している  　　使用材料(複数回答可)  　　　(　　　　　　　　　　　　　　)  　②納入書に表示していない  5 電磁的記録による提出  　①全て紙媒体で提出している。  　②紙媒体と電磁的記録を併用している。  　③全て電磁的記録にて提出している。 | ある／ない  ある／ない | A：全て満足  C：満足しない項目がある | 左記2において，①～④以外の理由：  左記3において，計量記録から算出した単位量を記入した納入書を提出するための準備期間が1年を超える理由： |

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 6.付着ﾓﾙﾀﾙ | B4601(付着ﾓﾙﾀﾙ再利用)  ﾄﾗｯｸｱｼﾞﾃｰﾀのﾄﾞﾗﾑの内壁，羽根などに付着しているﾌﾚｯｼｭﾓﾙﾀﾙを付着ﾓﾙﾀﾙ安定剤及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤を用いて再利用する場合は，その手順についてJIS A 5308附属書D及び附属書Fに基づき文書化し，実施していること。 | (1) 付着ﾓﾙﾀﾙ再利用の手順の文書化  (2) 実施記録(ｺﾝｸﾘｰﾄの練混ぜ時刻，  ｽﾗﾘｰ化した時刻を含む。) | 文書化している／文書化していない  記録がある／記録がない／評価対象外  付着ﾓﾙﾀﾙを1年以上再利用していない工場では，左記(2)は評価対象外。  付着ﾓﾙﾀﾙを標準化していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  | |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 6.付着ﾓﾙﾀﾙ | B4601(付着ﾓﾙﾀﾙ再利用)  ﾄﾗｯｸｱｼﾞﾃｰﾀのﾄﾞﾗﾑの内壁，羽根などに付着しているﾌﾚｯｼｭﾓﾙﾀﾙを付着ﾓﾙﾀﾙ安定剤及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤を用いて再利用する場合は，その手順についてJIS A 5308附属書JD及び附属書JFに基づき文書化し，実施していること。 | (1) 付着ﾓﾙﾀﾙ再利用の手順の文書化  (2) 実施記録(ｺﾝｸﾘｰﾄの練混ぜ時刻，  ｽﾗﾘｰ化した時刻を含む。) | 文書化している／文書化していない  記録がある／記録がない／評価対象外  付着ﾓﾙﾀﾙを1年以上再利用していない工場では，左記(2)は評価対象外。  付着ﾓﾙﾀﾙを標準化していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  | |

改正理由：JIS A 5308の改正で，附属書の記号が改正されたため，監査基準で引用している附属書の記号を合わせて改正した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.製造設備の管理 | B5108(表面水率連続測定装置)  細骨材表面水率の連続測定装置を設置して，あらかじめ定めた間隔でその精度を確認しながら，工程管理に反映させていることが望ましい。 | (1) 細骨材表面水率連続測定装置  (現認)  (2) あらかじめ定めた間隔  (3) 精度を確認した記録  (4) 管理への反映(現認) | ある／ない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない  反映させている／反映させていない | a：全て満足  b：満足しない項目がある  c：全ての項目不満足 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.製造設備の管理 | B5108(細骨材の自動表面水率~~連続~~測定装置)  細骨材の自動表面水率~~の連続~~測定装置を設置して，細骨材の表面水率の測定に活用している場合，1回以上／12か月の頻度で，JIS A 1111又はJIS A 1125との比較検証を行っていること。あらかじめ定めた間隔でその精度を確認しながら，工程管理に反映させていることが望ましい。 | (1) 細骨材表面水率連続測定装置  (現認)  (12) あらかじめ定めた間隔  (1回以上／12か月)  (23) 比較検証し，精度の適合性を  確認した記録  (4) 管理への反映(現認)  細骨材の自動表面水率測定装置  ①保有していない  ②保有しているが，細骨材の表面水率の測定に活用していない  ③保有しており，細骨材の表面水率の測定に活用している。 | ある／ない  間隔を定めている／間隔を定めていない  記録がある／記録がない  反映させている／反映させていない  細骨材の自動表面水率測定装置を有していない工場及び有しているが細骨材の表面水率の測定に活用していない工場は評価対象外。 | Aa：全て満足  Bb：満足しない項目がある  Cc：全ての項目不満足  S：評価対象外 |  |

改正理由：JIS Q 1011の改正で，細骨材表面水率の測定を細骨材の自動表面水率測定装置で行っている場合，JIS A 1111又はJIS A1125との比較試験が必要になった。そのため，本装置を工程管理に活用している工場に対しては，個別事項とした。それに合わせ，本装置の有無を調査項目として追加した。また，装置名称をJIS Q 1011に整合させた。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.製造設備の  管理 | B5109(骨材のﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備)  人工軽量骨材及び再生骨材Hの貯蔵設備には，使用前日までにﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞを終了でき，表面水率を安定させるための方法が講じられたﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備を設置していること。 | (1) 人工軽量骨材及び再生骨材Hのﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備(現認) | ﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備がある(A)  ﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備がない（C）  JIS A 5308の｢軽量ｺﾝｸﾘ-ﾄ｣を認証されて  いない工場及び再生骨材Hを使用してい  ない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.製造設備の  管理 | B5109(骨材のﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備)  人工軽量骨材及び再生骨材Hの貯蔵設備には，使用前日までにﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞを終了でき，表面水率を安定させるための方法が講じられたﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備を設置していること。 | (1) 人工軽量骨材及び再生骨材Hのﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備(現認) | ﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備がある(A)／ﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備がない(C)  JIS A 5308の｢軽量ｺﾝｸﾘ-ﾄ｣を認証されて  いない工場及び再生骨材Hを使用してい  ない工場は，評価対象外。 | A：~~全て満足~~Aである。  C：~~満足しない項目がある~~  　　Cである。  S：評価対象外 |  |

改正理由：JIS Q 1011の改正により，再生粗骨材Hにﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞを行う規定が削除されたため，監査基準からも再生粗骨材Hを削除した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.製造設備の管理 | B5115(容量変換装置)  容量変換装置を設置していること。 | (1) 容量変換装置(現認) | ある／ない | A：保有している  C：保有していない |  |
| B5117(細骨材表面水率補正装置)  細骨材表面水率補正装置を設置していること。 | (1) 細骨材表面水率補正装置(現認) | ある／ない | A：保有している  C：保有していない |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.製造設備の管理 | B5115(容量変換装置)  容量変換装置を設置していること。 | (1) 容量変換装置(現認) | ある／ない | A：保有している  C：保有していない |  |
| B5117(細骨材表面水率補正装置)  細骨材表面水率補正装置を設置していること。 | (1) 細骨材表面水率補正装置(現認) | ある／ない | A：保有している  C：保有していない |  |

改正理由：直近の監査ではC判定が0工場であり，すべての工場が本装置を保有していることが確認できたため，監査基準から削除した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.製造設備の管理 | B5120(計量印字記録装置)  計量印字記録装置を設置していること。また，計量印字記録装置は，あらかじめ定めた間隔で任意の連続5ﾊﾞｯﾁ以上について読取値と印字記録値との整合性を検証していること。 | (1) 計量印字記録装置(現認)  (2) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/12か月)  (3) 読取値と印字記録値との差の  判定基準(自社規定)  (4) 読取値と印字記録値との整合  性を検証した記録 | ある／ない  間隔を定めている／間隔を定めていない  基準を定めている／基準を定めていない  記録がある／記録がない | A：全て満足  B：満足しない項目がある  C：全ての項目不満足 |  |
| B5120\*(単位量自動算出機能付き計量印字記録装置)  計量印字記録装置は，単位量を自動的に算出する機能付きであり，算出された単位量を納入書(配合表)に記入していることが望ましい。 | (1) 単位量自動算出機能付き計量  印字記録装置(現認)  (2) 納入書への単位量の記入(現  認) | 自動算出機能が付いている／自動算出機能が付いていない又は印字記録装置がない  記入している／記入していない | a：全て満足  b：満足しない項目がある  c：全ての項目不満足 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 1.製造設備の管理 | B5120(計量印字記録装置)  計量印字記録装置を設置していること。また，計量印字記録装置は，あらかじめ定めた間隔で任意の連続5ﾊﾞｯﾁ以上について読取値と印字記録値との整合性を検証していること。 | (1) 計量印字記録装置(現認)  (2) あらかじめ定めた間隔  (1回以上/12か月)  (3) 読取値と印字記録値との差の  判定基準(自社規定)  (4) 読取値と印字記録値との整合  性を検証した記録  計量印字記録装置   1. 印字記録から自動算出した単位量を納入書に記載できる。 2. 印字記録から自動算出した単位量を納入書に記載できない。 3. 計量値を記録する装置を保有していない。 | ある／ない  間隔を定めている／間隔を定めていない  基準を定めている／基準を定めていない  記録がある／記録がない | A：全て満足  B：満足しない項目がある  C：全ての項目不満足 |  |
| B5120\*(単位量自動算出機能付き計量印字記録装置)  計量印字記録装置は，単位量を自動的に算出する機能付きであり，算出された単位量を納入書(配合表)に記入していることが望ましい。 | (1) 単位量自動算出機能付き計量  印字記録装置(現認)  (2) 納入書への単位量の記入(現  認) | 自動算出機能が付いている／自動算出機能が付いていない又は印字記録装置がない  記入している／記入していない | a：全て満足  b：満足しない項目がある  c：全ての項目不満足 |  |

改正理由： B5120\*(単位量自動算出機能付き計量印字記録装置)は、　計量印字記録装置を保有しているだけでなく、算出された単位量を納入書の配合表に記載することが望ましいため規定していたが、今後のJIS A 5308の改正を検討するにあたり、計量印字記録装置から自動算出した単位量を納入書に記載が可能かどうかを調査する必要があるとの意見から、B5120\*を削除し、B5120に調査項目を追加した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | | 判　　　　　定 | | | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 | |
| 2.検査設備の  管理 | B5201(検査設備)  JIS A 5308に規定された品質を試験・検査できる設備を有し，管理基準に基づき適切に管理していること。  注)繰返し使用する供試体用型枠の検査の頻度を，1回以上/12か月とすることが明記されていること。また，高強度ｺﾝｸﾘｰﾄを製造している場合は，研磨機を管理すること。  　 養生水槽の温度管理として，20±2℃が明記されていること。  外注している場合又はJIS認証工場であって，試験を認証区分の中の別工場で実施する場合は，当該試験の試験設備の保有は必要ないが，外注管理において外注先又は認証区分の中の別工場での保有･管理を確認しなければならない。 | (1) 骨材試験用器具(現認)  (2) ｺﾝｸﾘ-ﾄ試験用器具・機械(現認)  ①試し練り試験器具  ②供試体用成形器具  ③恒温養生水槽  ④圧縮強度試験機  ⑤ｽﾗﾝﾌﾟ測定器具  ⑥ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-測定器具  ⑦空気量測定器具  ⑧塩化物含有量測定器具又は装置  ⑨容積測定装置・器具  ⑩ﾐｷｻの練混ぜ性能試験用器具  (3) 試験装置の管理  ｱﾝﾎﾞﾝﾄﾞｷｬｯﾋﾟﾝｸﾞの使用状況  (複数回答可)  ➀使用している(φ100㎜の上面のみ)  ②使用している(φ100㎜の両端面)  ③使用している(φ125㎜の上面)  ④使用している(φ125㎜の両端面)  ⑤使用していない | 一式ある／一部ない  [骨材の粒度，実積率(工程で粗骨材の実積率管理をしている場合)及び表面水率の試験用器具は必ず保有]  ある／ない  ある／ない  ある／ない  ある／ない  ある／ない  ある／ない　(ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰで管理するｺﾝｸﾘｰﾄのみ対象)  ある／ない  ある／ない  ある／ない  ある／ない  管理されている／管理が不十分 | | A：全て満足  C：満足しない項目がある | | |  |
|  | B5204(養生水槽の管理)  恒温養生水槽は，水温を20±2℃とし，供試体を所定の状態で養生できるものであること。 | (1) 水槽温度(現認)  (2) 温度記録  (3) 養生水槽水の管理状況(現認) | | 20±2℃以内／20±2℃を超えている  記録があり適合している／  記録がない又は適合していない  供試体が絶えず  新鮮な水で洗われていない／  新鮮な水で洗われている | | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  | | |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | | 判　　　　　定 | | | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 | |
| 2.検査設備の  管理 | B5201(検査設備)  JIS A 5308に規定された品質を試験・検査できる設備を有し，管理基準に基づき適切に管理していること。  注)繰返し使用する供試体用型枠の検査の頻度を，1回以上/12か月とすることが明記されていること。また，高強度ｺﾝｸﾘｰﾄを製造している場合は，研磨機を管理すること。  　 養生水槽の温度管理として，20℃±2℃が明記されていること。  外注している場合又はJIS認証工場であって，試験を認証区分の中の別工場で実施する場合は，当該試験の試験設備の保有は必要ないが，外注管理において外注先又は認証区分の中の別工場での保有･管理を確認しなければならない。 | (1) 骨材試験用器具(現認)  (2) ｺﾝｸﾘ-ﾄ試験用器具・機械(現認)  ①試し練り試験器具  ②供試体用成形器具  ③恒温養生水槽  ④圧縮強度試験機  ⑤ｽﾗﾝﾌﾟ測定器具  ⑥ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-測定器具  ⑦空気量測定器具  ⑧塩化物含有量測定器具（装置，検知紙又は検知管）  ⑨容積測定装置・器具  ⑩ﾐｷｻの練混ぜ性能試験用器具  (3)ｽﾗｯｼﾞ水の濃度測定器具又は装置  (4)~~(3)~~ 試験装置の管理  ｱﾝﾎﾞﾝﾄﾞｷｬｯﾋﾟﾝｸﾞの使用状況  (複数回答可)  ➀使用している(φ100㎜の上面のみ)  ②使用している(φ100㎜の両端面)  ③使用している(φ125㎜の上面)  ④使用している(φ125㎜の両端面)  ⑤使用していない | 一式ある／一部ない  [骨材の粒度，実積率(工程で粗骨材の実積率管理をしている場合)及び表面水率の試験用器具は必ず保有]  ある／ない  ある／ない  ある／ない  ある／ない  ある／ない  ある／ない　(ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰで管理するｺﾝｸﾘｰﾄのみ対象)  ある／ない  ある／ない  ある／ない  ある／ない  ある／ない／評価対象外  管理されている／管理が不十分  ｽﾗｯｼﾞ水を標準化していない工場は、(3)は評価対象外 | | A：全て満足  C：満足しない項目がある | | |  |
|  | B5204(養生水槽の管理)  恒温養生水槽は，水温を20℃±2℃とし，供試体を所定の状態で養生できるものであること。 | (1) 水槽温度(現認)  (2) 温度記録  (3) 養生水槽水の管理状況(現認) | | 20℃±2℃以内／20℃±2℃を超えている  記録があり適合している／  記録がない又は適合していない  供試体が絶えず  新鮮な水で洗われていない／  新鮮な水で洗われている | | A：全て満足  C：満足しない項目がある |  | | |

改正理由：① JIS Q 1011の改正で，「ｽﾗｯｼﾞ水の濃度測定器具又は装置」が試験設備に追加された。また，「塩化物含有量測定器具」の名称も改正されたため，整合させた。

② JIS A 5308の改正で，「20±2℃」の表記が「20℃±2℃」に改正された。このため，監査基準の表記もJIS A 5308に整合させた。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| 1.外注管理 | B6103(検査設備管理の外注)  検査設備の管理における点検・修理，点検・校正を外注している場合は，外注先の選定基準注)，外注内容，外注手続，事後の処置等について文書化し，契約書を取り交わし，外注結果の適合性を確認していること。  注）塩化物含有量測定装置の校正を外注する場合，塩化物含有量測定装置製造業者による校正，又は第三者試験機関で行ってよい。 | (1) 外注先の選定基準の文書化  (2) 外注内容の文書化  (3) 外注手続の文書化  (4) 事後の処置の文書化  (5) 契約書の取り交わし  (6) 外注結果の適合性を確認した  記録 | 文書化している／文書化していない  文書化している／文書化していない  文書化している／文書化していない  文書化している／文書化していない  契約書がある／契約書がない  記録がある／記録がない  外注していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| 1.外注管理 | B6103(検査設備管理の外注)  検査設備の管理における点検・修理，点検・検査・校正を外注している場合は，外注先の選定基準注)，外注内容，外注手続，事後の処置等について文書化し，契約書を取り交わし，外注結果の適合性を確認していること。  注）塩化物含有量測定装置の~~校正~~検査を外注する場合，塩化物含有量測定装置製造業者による~~校正~~検査，又は第三者試験機関で行ってよい。 | (1) 外注先の選定基準の文書化  (2) 外注内容の文書化  (3) 外注手続の文書化  (4) 事後の処置の文書化  (5) 契約書の取り交わし  (6) 外注結果の適合性を確認した  記録 | 文書化している／文書化していない  文書化している／文書化していない  文書化している／文書化していない  文書化している／文書化していない  契約書がある／契約書がない  記録がある／記録がない  外注していない工場は，評価対象外。 | A：全て満足  C：満足しない項目がある  S：評価対象外 |  |

改正理由：JIS Q 1011の改正で，塩化物含有量測定器具(装置，検知紙又は検知管)の管理は，「検査を行う」という用語に改正されたため，「校正」を「検査」に改正した。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.製品の検査 | C0201(圧縮強度)  圧縮強度は，JIS A 5308の5.2を満足していること。  注)検査用供試体は，検査証等を貼付し，原則として翌日回収し，運搬中の衝撃に耐えられる程度に強度が発現してから指定試験所に搬入する。それまでは工場において標準養生(水中)を行う。 | 圧縮強度の適合性の確認 | SL以上(A)  0.85 SL～SL未満で，かつ直近の過去2回  の強度記録を含めた3回の試験結果の平  均値が呼び強度の強度値以上(B)  (A)，(B)以外(C) | A：(A)である  B：(B)である  C：(C)である  ただし，SL以上(A)でも強度比が1.50以上の場合は，減点1とする |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.製品の検査 | C0201(圧縮強度)  圧縮強度は，JIS A 5308の5.2を満足していること。  注)検査用供試体は，検査証等を貼付し，原則として翌日回収し，運搬中の衝撃に耐えられる程度に強度が発現してから指定試験所に搬入する。それまでは工場において標準養生(水中)を行う。 | 圧縮強度の適合性の確認 | SL以上(A)  0.85 SL～SL未満で，かつ直近の過去2回  の強度記録を含めた3回の試験結果の平  均値が呼び強度の強度値以上(B)  (A)，(B)以外(C)  (SLは，呼び強度の強度値) | A：(A)である  B：(B)である  C：(C)である  ただし，SL以上(A)でも強度比が1.50SL以上の場合は，減点1とする |  |

改正理由：呼び強度の強度値に対する比の表記を統一し，「強度比が1.50」を「1.50SL」とした。

令和６年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.製品の検査 | C0202(ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰ及び空気量)  ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-，及び空気量は，JIS A 5308の5.3又は5.4，及び5.5を満足していること。ただし，工場で検査を実施する場合は，社内規格値の許容範囲内とする。  この検査でｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-，及び空気量の試験値の一方又は両方が許容範囲を外れた場合には，同一運搬車から新しく試料を採取して1回に限り試験してもよい。この再試験においては，ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-，空気量ともに，規格値を満足しなければならない。 | ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-，及び空気量の適合性の確認 | 最初の検査で適合(A)  同一運搬車から新たに採取した試料によ  る検査で適合(B)  (A)，(B)以外(C) | A：(A)である  B：(B)である  C：(C)である |  |

令和７年度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 監　　査　　基　　準 | 調　　　　　査 | | 判　　　　　定 | 監査時のﾒﾓ |
| ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ | 結　　　果 |
| 2.製品の検査 | C0202(ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰ及び空気量)  ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-，及び空気量は，JIS A 5308の5.3又は5.4，及び5.5を満足していること。ただし，工場で検査を実施する場合は，社内規格値の許容範囲内差を満足することとする。  この検査でｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-，及び空気量の試験値の一方又は両方が許容範囲を外れた差を満足しない場合には，同一運搬車から新しく試料を採取して1回に限り試験してもよい。この再試験においては，ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-，空気量ともに，規格値許容差を満足しなければならない。 | ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛ-，及び空気量の適合性の確認 | 最初の検査で適合(A)  同一運搬車から新たに採取した試料によ  る検査で適合(B)  (A)，(B)以外(C) | A：(A)である  B：(B)である  C：(C)である |  |

改正理由：JIS A 5308の改正で，11.3　検査　の規定が改正され，「許容範囲」が「許容差」とされた。このため，監査基準の文章をJIS A 5308に整合するように改正した。